

1面のつづき

浜町運動場(主会場)での防災訓練

区防災危機管理課防災危機管理担当 ☎(6278)8364

防災展示体験コーナー

日時

9月3日(日) 午前10時~正午

内容

関東大震災100年特設展示、起震車による地震体験、初期消火、応急救護、災害用伝言ダイヤルの体験、陸上自衛隊給水車両からの給水体験、パネル展示、特殊車両展示他

◎会場内で、中央区登録手話通訳者の会による手話通訳を実施

防災関係機関連携訓練

日時

9月3日(日) 午前10時45分~11時10分

内容

- ・消火および救助活動(日本橋消防団、日本橋消防少年団)
- ・倒壊建物および車両からの救助・医療救護(日本橋消防署、久松警察署、陸上自衛隊、聖路加国際病院DMAT)
- ・一斉放水(日本橋消防署、日本橋消防団)
- ・炊き出し(陸上自衛隊、日本橋防火防災女性の会)

その他の訓練

内容

- ・船舶による物資輸送
- ・救援物資輸送
- ・トリアージ・医療救護・医薬品処方
- ・検視・検案・身元確認
- ・福祉避難所開設・運営

◎福祉センターは訓練会場となりますので、午前9時から正午まで利用できません。



訓練開始の放送

当日は、日本橋地域で午前9時に防災用スピーカーから訓練開始の放送とサイレンを鳴らします(サイレンは「4秒鳴る・2秒休む」を3回繰り返します)。

訓練の中止

台風による悪天候などの場合は訓練を中止します(延期はしません)。その場合は防災用スピーカーや区のHPなどでお知らせします。

家具類転倒防止器具の取り付け ~区が費用の一部を負担します~

対象

区内在住で、次の①~⑦のいずれかに該当する方

高齢者(65歳以上)

- ①要介護2以上で寝たきり
- ②1人暮らし
- ③65歳以上を含む60歳以上だけで構成される世帯
- ④家族が就労、就学などで日中などに不在となり、②または③と同様の状態

障害者(①~④の要件に該当しない方のみ対象)

- ⑤身体障害者手帳を所持する視覚障害者、4級以上の肢体不自由者が属する世帯
- ⑥愛の手帳3度以上を所持する知的障害者が属する世帯
- ⑦精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持する方が属する世帯
- ◎申請は1世帯1回限り。過去にサービスを受けた方や同じ世帯の方がサービスを受けている場合は申請できません。
- ◎器具のみの助成、ご自身で購入された器具の取り付けは、このサービスの対象外

内容

区が委託した専門業者がご自宅に

伺い、申請者が取り付けを希望する家具および取り付け可能な電化製品(楽器類を除く)に最適な器具を選定し、器具の購入・設置を行う。

費用

- 1割負担(事前調査費、取り付け費と器具代4個まで)
- ◎住民税非課税世帯や障害者で対象となる方(⑤~⑦)は無料
- ◎5個目以上は器具代を全額自己負担することで取り付け可能

申し込み方法

- 高齢者(①~④に該当)**
区役所4階高齢者福祉課、おとしより相談センターで申請書に記入して申し込む。
- 障害者(⑤~⑦に該当)**
区役所4階障害者福祉課で申請書に記入して申し込む。
- ◎郵送による申し込みも受け付けています。
- ☎・高齢者向けの取り付け
高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(3546)5354
- ・障害者向けの取り付け
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
FAX(3544)0505

還付金詐欺にご注意ください!



▲自動通話録音機

現在、区内で中央区職員をかたる還付金詐欺の電話が相次いでいます。

「中央区役所〇〇課の××です。医療費(年金)の還付金があります。申請手続きをしてください」などという電話は、詐欺の電話です。区役所から電話で還付金の案内をすることはありません。

区が還付金のお知らせをする場合、電話ではなくあらかじめ通知を郵送し、その後皆さんから書面で指定された口座に振り込んでいきます。

さまざまな「アポ電」にもご注意ください

区役所以外にも、警察官や銀行員、ライフライン事業者など、さまざまな人物をかたった詐欺の電話にご注意ください。中には、初めにかけてくる電話「アポ電」で家族構成や現金の有無などを確認した後、強盗に入る悪質なケースもあります。少しでもおかしいと感じたら、いったん電話を切って家族や友人に相談するか、警察に連絡しましょう。

ATMでの詐欺被害が発生

ATM周辺での携帯電話の通話はやめましょう。

自動通話録音機の無料貸し出し

電話を利用した振り込め詐欺などの被害防止に大変有効な自動通話録音機を、無料で貸し出しています。

特徴

- ・自宅電話の呼び出し音が鳴る前に、発信者へ自動で警告メッセージを流します。
- ・詐欺の犯人は、通話の録音を恐れ、受信者の応答前に電話を切る場合が多いとされています。

注意事項

- ・通信環境、緊急通報システムとの併用などの条件により設置できない場合があります。
- ・貸し出し台数に限りがあります。

対象

65歳以上の区民が居住する世帯

申し込み方法

区役所1階防災危機管理課で、申請書に必要事項を記入して申し込む。

◎本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

☎防災危機管理課防災危機管理担当

- ☎(3546)5087 中央警察署
- ☎(5651)0110 久松警察署
- ☎(3661)0110 築地警察署
- ☎(3543)0110 月島警察署
- ☎(3534)0110

あなたの建物は安全ですか?

「建築物防災週間8月30日~9月5日」

安心して住めるまちにするには、建物を地震や火災に対して強くする必要があります。そのためには、日頃から建物の維持管理を適切に行うことが大切です。雑居ビルの火災や外壁・看板の落下事例では、日頃の維持管理が適切に行われていなかったことが事故の一因とみられるものがありました。

防災意識の向上を図るため、全国

的に「建築物防災週間」が年2回(9月、3月)設けられています。

建物所有者・管理者の皆さんは、これを機に維持管理の見直しや建物の点検をお願いします。

また、区ではいくつかの建物を対象に防災査察を行いますので、ご協力をお願いします。

☎建築課建築監察係

☎(3546)5462

エレベーターなどを安全にご利用いただくために

利用者の方へ

エレベーター、エスカレーターは上下方向の移動手段として便利なものですが、利用方法によっては、危険を伴う場合があります。安全な利用のために、小さなお子さんを1人で乗せないようにしてください。

気を付けること

エレベーター利用時

駆け込みやペット用リードなどがドアに挟まれることによる事故、ドア敷居への落とし物

エスカレーター利用時

足元に注意の上、黄色い線の内側に立って、手すりから身を乗り出さない

所有者・管理者の方へ

- ・日常点検の他、年1回の法定検査の実施
- ・集客施設など、一度に多数の利用が見込まれる場合には、場内整理などを行い、混雑が起こらないようにする

今後も引き続き、エレベーターなどの適切な利用、維持管理をお願いします。

◎事故・不具合などが発生した場合には、区に連絡してください。

☎建築課建築監察係

☎(3546)5462